

問題 1

第1. 規制の態様

又か使用許可の取消処分を求めた日比谷音楽堂は、地方自治法 244条1項にいう「公の用途」であり、そのため、「正当な理由がない限り」使用の許可を拒否することはできない(同条2項)。また、「不当な差別的取扱い」により使用を拒否したことはない(同条3項)。さらに、「正当な理由」は東京著陸公園条例 16条 10号で「管理に支障がある行為」; 17条で「管理のために必要であると認めるときは、使用を制限できるとし、具体化されている。244条の趣意により、憲法 24条1項の集会の自由が侵害されたいといえる。

第2. 集会の自由の保護範囲

1. 集会の自由について、集会とは、多数人が政治的・経済・学問・芸術・宗教などの問題に関する^{good!!} 交通の目的を以て一定の場所に集まることをいう。

そこで本件では、北朝鮮脱北者が在日朝鮮人などの集会であり、3.1節記念という~~北朝鮮~~ 北朝鮮が第二次世界大戦時に日本軍に対してテロを起こした歴史を記念するための~~集会~~ 集会であるため、一定の歴史的空間の集会といえるため、憲法 24条1項の集会の自由に含まれる。

2. また集会とは、国民が様々な意見や小情報交換に接することにより自己の思想や人格を形成・発展させ、また、相互に意見や小情報交換を促進・交流する場として必要であり、さらに対外的に意見を表明するための重要な手段である。民主主義における重要な集会的人格のつくりと尊重とがなければならない。

第3. 表現の自由

しかし、集会の自由は行為を目的とするため、公衆の福祉に反し、他者の権利を侵害しない限り一定の制限が認められる。

1. そこで、地方自治法 244条2項3項に規定されているにも関わらず、許可した場合は、集会の自由に反する不当な制限に当たるとはもつたものの2つあり、「正当な理由」を具体化した本件条例 16条 10号、17号も^{不明確かつ} ^{自己の権利} 限定がなされていない。

2. 本件では、① 公の用途の多重性、表現の自由、表現の自由等に照らし、用途としての使命を十分達成できるように適正な管理権を行使した場合、② 利用の希望が競合する工号台、③ 他の基本的人権が侵害され、公衆の福祉に支障を及ぼす危険がある場合に使用を拒否することができると判断される。

3. ③においてどのような場合があるかという点、この危険を回避し防止するために、必要かつ^{必要かつ} 必要かつ制限が必要である。これは、集会の自由の重要性と侵害を及ぼす権利の内容、危険性の半量とを^{必要かつ} 必要かつ判断する。この~~必要かつ~~ 危険性の半量とは、客観的事実に照らし、明白な危険を避けた危険の発生が具体的に予想される場合でなければならぬ。

また、事案量は客観的事実の自由より厳格に判断されなければならない。このように、判断されるのは上記のように集会の自由が十分に尊重されなければならない。集会の自由は精神的自由の一つでありかつである。

第4. おおむね

1. 本件では、又は 1月25日に知事に対して使用申請をし、同日に使用を承認されているが、その後 2月23日に下記理由により使用許可の取消処分が行われている。7度は許可したものである。

第1問

第2問

第 3 問

取消することとは不当であるといえない。承認の日には判明
 した事由が、正当な理由に当たることが本件ではある。なぜ
 なら、承認時に事実が判明したため、集合を中止したとねと。
 たとえ、他人の基本的権利を侵害しても許すことになり、公衆の福祉に反する。
 2. ここで本件取消処分は「正当な理由」に当たることが認められる。
 (1) 日比谷音楽堂は住民の福祉を促進する目的をもつ施設
 であり、たとえ、音楽発表の目的のためでなくとも、集合をその目的
 も当然に集合の自由の特性が、住民の福祉を促進させるため
 当然に目的の範囲内である。
 (2) 本件は、本件集合の参加者を5000人程度と見込んでおり、30
 に加えて、同日にはテニス大会、ウォーキング大会等、音楽会等の参加
 者、図書館利用者なども本件公園に集まることから、約8000人もの人が
 集まることになる。また、2月19日に右翼団体A党総本部
 から反日的な団体に都庁の施設を利用する等の抗議活動が
 あり、22日には、都庁周辺で右翼団体の街頭演説6台を
 連ねて、マイクで抗議をし、数千人が都庁に侵入しようとしたため、
 警察員と衝突した。加えて、A党は集合当日に音楽堂の
 利用を事実上禁止することを告知、警察の警備をせよと、8000人もの
 人が集まることを考慮し、混乱は避けられないと考えている。
 この混乱にともなう住民の生命、身体が侵害されることは、警察とA党
 と市議会総本部の対立により、深刻な争点になることは明白であり、
 集合の自由よりも生命、身体が保護が重要であることも当然である。また
 侵害の危険性の程度も上記事実によりA党が侵入してくることは

第 4 問

予備的争点として、日比谷音楽堂の閉鎖は、住民の権利を侵害する
 に見えようという。したがって、③の場合に当てはまる。
 3. 本件取消処分は憲法21条1項に反しないため、
 本件取消処分は、地方自治法24条3項の
 正当な理由といえる。
 3. よって、本件取消処分は憲法21条1項に反しないため、
 取消処分は認められる。
 裁判例は同じである
 1. 本件取消処分は、本件取消処分と類似した
 本件取消処分と類似したものである。
 2. 本件取消処分は perfect

合の
長

第

問

1. Xは東京都知事が本件取消処分を行ったことに対して、日比谷音楽堂を本件集会等を使用する権利を侵害しているとして、憲法21条1項に反すると主張している。この主張は認められるか。

そもそも、Xの上記権利は憲法上保障されるか。

集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより、自己の思想や人格を形成、発展させ、また相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない。

よって、集会の自由は憲法21条1項により保障されている。

3. ~~Xが北朝鮮系~~ 本件において、Xが北朝鮮系の在日朝鮮人のための本件集会等を開催するため、東京都知事に文を、日比谷音楽堂の使用許申し込みを行ったところ、一度は承認を得たものの、その後承認取消の処分を受けているため、日比谷音楽堂で集会を行うことができないという制約を受けている。

4. 集会の自由は憲法21条によって保障されており、公共施設等の管理者が利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらず、利用許否し得るのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用することによって他の基本的人権が ~~その内容が本質的に侵害される~~ が侵害され

1 公共の福祉が損なわれる場合に限られる。このような制限が
2 必要かつ合理的なものとして肯認されるかどうかは基本的には基
3 本的人権としての集会の自由の重要性と当該集会が開かれること
4 によって侵害されることのある他の基本的人権の内容が侵害の発
5 生の危険性の程度等と較量して決せられるべきものである。

6 本件施設における集会の自由を保障することの重要性よりも、
7 本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財
8 産が侵害され、~~公共の福祉~~ 安全が損なわれる危険を回避し、
9 防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべ
10 きであり、その危険性の程度としては、単に危険性の~~な~~事
11 態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し
12 迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である
13 と解するのが相当である。

14 5. 本件についてみるに、上述のとおり集会の自由は非常に重
15 要なものである。また、当該集会が開かれることにより、東京
16 都府周辺に複数の著名右翼団体が街宣車六台を連ね
17 て押しかけ、「北朝鮮の日本への抗議集会に日比谷野外
18 音楽堂を貸すな」などとマイクで連呼した上、4~5名が街
19 宣車から下りてきて、東京都府内に押し入ろうとして、続いて
20 10数人がさらに街宣車から下りてきたため、これを阻止
21 しようとする都職員と揉み合いになるなどしており、人の
22 生命、身体~~が~~が侵害される危険が明らかに差し迫
23 った事態であるといえる。

H27. 中期工賃未③

山崎本楓

よって、本件取消処分は違憲ではない。

6. ~~したがって~~したがって、Xの本件取消処分が憲法21条1項に反
するという主張は認められない。

判例と同様に

以上。

（
第

問
）

第1 Xは本件取消処分が憲法21条1項に反してゐると主張している。Xは、「また」

①東京都立公園条例第16条10号が憲法21条1項に反してゐると主張している。また、

これを前提として、本件処分が合憲であるかを検討する。

①、本件北朝鮮系米の在日朝鮮人のための本件集会等は、「記念集会及びピクニック」として、公共の目的を以て集まることを定めており、21条1項の集会にあたるという。

そして、集会の自由は、人が意見・思想・情報を交換し、自己実現を図り、民主主義を確保する表現の自由における重要な基本的人権の一つである。

よって、本件集会は21条1項に合保護される。

2. 本件 ①東京都立公園条例(16条10号)は憲法21条1項に反してゐるか問題となる。
(問題文の論点に注意して書いていこう) 適合する解釈をすべきが

(1) 本件における日比谷音楽堂は、地方自治法244条1項にいう「公の施設」にあたるから、地方公共団体は244条22条、32条より、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒絶してはならず、その利用について不当な差別的取扱いをしてはならない。本件条例は、同法244条の2に基づき、都立公園の設置、管理等について必要な事項を定めるものであり、条例第16条10号は公園の利用を拒絶にあたりその正当な理由を具体化したものでありと解される。

そして、本件音楽堂は「公の施設」として、住民の福祉を増進する目的、という集会の用に供することも目的とする施設として設けられている。そのほか、公の施設が設けられている場合、住民はその施設の設置目的に反しない限り、その利用を原則的に認められることとなるため、正当な理由なくその利用が制限されることは、集会の自由の不当な制限に侵害にあたるといふべきである。

よって、本件条例16条10号を解釈適用するにあたっては、本件音楽堂の使用と拒否することにより、憲法の保障する集会の自由を実質的に否定することにならないかどうかを判断する。

(2) ところで、施設の管理者は、当該施設の種類、規模等を考慮し、利用が不相~~当~~当である場合のほか、施設を利用することにより、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉を害する危険がある場合、公園の管理に支障があると、管理権を行使して施設の利用を拒否できると解される。そして、この場合、その危険を回避し、防止するため、集会の開催が必要かつ合理的な範囲で制約をかける。必要かつ合理的な範囲であるかどうかは、基本的に集会の自由の重要性と集会の開催によって侵害される他の基本的人権の内容や侵害発生の危険性の程度等を較量して決えられるべきものである。

よって、このように較量を行うに当たっては、集会の自由の制約は、精神的自由を制約するものであるから、経済的自由と比べて徹格に審査が必要がある。

ウ。また、16条10号は「管理に支障がある行為、をすることを規制することにより規定しており、このように定めた趣旨からして、集会を開催する自由の重要性から、集会が開催されることにより、侵害される公園の秩序や公共の福祉といった公園の管理についての重要性が大いに解される。よって、公園の管理が侵害されるがため、単に危険な事件が生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな危険の発生が具体的に予測される必要がある。

(4) ~~上~~よって、このように解される限り、このように規制は憲法21条1項

に反するものとして、適合するように解釈されたというべきである。

3. では、これを前提として、本件処分が適当であるか否かを検討する。

(1) たしかに、本件日比谷音楽堂は公園にあり、公の施設という種類のものではない。集会の利用に使われることが不相当とはいえない。よって、~~はた~~上述の通り、集会の自由は表現の自由として保障される極めて重要な権利であり、本件集会も記念集会及びホールという同一の思想目的をもち、それを表現することができ表現行為として、重要なものであるといえる。

しかし、本件集会は参加者が5000人と99数名であり、施設の混雑が予想される。よって、集会が開催される。当日、右翼団体であるA党は、日比谷音楽堂の使用を事実で阻止すると予告しており、妨害のためA党員が音楽堂におかけ、参加者5000人と衝突し大規模な騒動がおきると知られる。また、A党を含む複数の右翼団体は、これまでに都府周辺におかけ、都府職員と衝突合いになっている。当日も暴行行為などが行われる危険があると十分である。その結果として、公園の管理が侵害されるおそれがある。明らかに(団体)的に予見されるといえる。

(2) そもそも、本件集会の主催者であるYらは平穏安全にその集会を開催しようとするものである。反対派グループであるA党が危険行為により公園の管理を害することを理由に、利用を拒否することは憲法21条1項の趣旨に反する。

したがって、警察の警備等を配備することによっても、集会の開催と反対派との衝突による混乱、危険は防止することができ、当日は集会と無関係の一般公園利用者3000名も見込まれるのであり、公園

1
の管理に大なる支障が生じること明かである。

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
131. したがって、本件処分は 条例 10 第 10 号、地方自治法 244 条に反する
ものなり、憲法 21 条に反するといふことである。

以上。

2
(53-)
av
- 87

それ比較衡量をするに当たっては集会の自由が、集会が国民から様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、互に相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに対外的に意見を表明するための有効な手段であって、

表現の自由の1つとして重要な意義を有するから、基本的人権のうち精神的自由にあたるので、経済的自由の制約における以上、厳格な基準の下にされなければならない。

2. 本件取消処分はXの求めた使用承認が土曜日の9時から16時までの間、日比谷音楽堂にて記念集会及びパレードを行うことについてであったところ、Xの所属団体に反対する勢力といえるA党を含む複数の著名団体がXの団体の音楽堂利用を実力で阻止すると予告したので、それによる大きな混乱の発生によって公園管理に支障が出ることを防ぐために行われている。

(1) 本件集会が開催予定だった三月三日、日比谷公園は複数の大会が開催されるほか、結婚式の参列者や図書館の利用者などもあり、本件集会以外参加者以外にも3000名程度の利用が見込まれており、また当日は土曜日なので利用者が更に増えることも考えられる。

また本件集会についてもXが集会参加者を5000人程度と見込んでいたこと、使用時間が朝から夕方まで、団体の衝突がおきればその規模は大変大きくなり、一般利用者利用者との間でも衝突が発生して、国民の静穏・安全が害されてしまう恐れがあるから、このような事態を回避するために何らかの措置を講じることは必要である。

(2) しかしながら、いくらA党らが実力行使を予告しているからといっても、本件集会は記念集会及びパレードを予定しており、A党らの言うような北朝鮮の日本への抗議集会という攻撃的なものと認められるような要素はないので、このような平穏に集会をしようとする団体に対して、反対するグループによる妨害の恐れを理由に公の施設の利用を拒むことは、平穏に意見・情報を交換・発信する場をうばうことになり、憲法21条の趣旨に反している。

また、東京都内部で日比谷音楽堂使用に関する取消処分がなされた時点で、本件集会開催予定日まで1週間ほどあったことや、地方ではなく東京都であって警備に必要な人員を十分確保することは難しいとまではいえないことなどから、混乱発生の危険が差し迫っているとまではいえない。

以上から警察による警備といった措置をとらずに、使用許可を取り消す処分を行ったことについては合理的であるとは言えない。

3. よってXの主張は正当であり、本件取消処分は憲法21条1項に反し、違憲である。 判例と異なる理由を述べれば違憲か??

以上

憲法 期末試験 過去問 平27年度 第1問

(第1問)

1. 本件取消処分は憲法21条1項に反するか。

(1) 本件実行委員会の代表者として「日比谷音楽堂」を「記念集会及びパレード」に使用する目的で使用承認を受けていた。しかし、その承認が公園の管理等に支障が生じる等の理由に取消処分を受けた。この事案につき、^{再は}Xの権利が憲法の保障領域に含まれるか検討する。

(ア) 集会とは、特定又は不特定の多数人が一定の場所において事実上集まる一時的な集合体である。そして集会は個人の自己実現の価値と自己統治の価値に資する点で表現の自由の一態様として重要な意義を有する。

(イ) 本件につきこれを見ると、Xの予定した集会は参加者5000人程の大規模なものであり、北朝鮮系の在日朝鮮人のために催された記念集会及びパレードであった。これは、日本において~~は~~少数派で歴史的背景からみても不当な地位に置かれてきた者達が、言論を通じて自己の意見を表明し、政治的・宗教的・社会的価値観を共有するをわめて重要な集会であったと考えられる。

(ウ) そのため、集会及びパレード(集団行動)の自由は憲法21条1項の表現の自由により保障される。

(2) では、Xらの表現の自由が、本件取消処分により制約を受けているか。日比谷野外音楽堂は、東京都が管理している公の施設である。地方自治法244条2項には、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と規定されており、さらに3項では、「普通地方公共団体は住民が公の施設

憲法 期末試験 過去問 平27年度 第1問

第1問

を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」と規定している。それにもかかわらず本件では、千代田区主催のテニス大会やウォーキング大会、結婚式や図書館を使用する者など本件集会以外の一般利用者には音楽堂の利用を制限されておらず、集会の参加者のみが取消処分により利用権限を奪われている。そのため、集会の自由が本件取消処分によって制約を受けているといえる。

(3) しかしながら、憲法21条1項は表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であってもその手段が他人の財産権、管理権を不当に害するようなものは許されない。音楽堂は東京都が管理権を有する公の施設であり、地方自治法244条2項の「正当な理由」があれば、制約を受けることも認められる。

(4) アそこで、表現の自由の重要性と施設の管理権を鑑み、

① 重大な害悪発生のおそれがあり、② その除去のためには当該規制手段が必要不可欠のときに処分を合憲とする明白かつ現在の危険の基準で判断すべきである。その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。そして、具体的な予見とは、客観的な事実を照らして行われるものでなくてはならない。

イ) 本件では、集会の開催前に右翼団体A党総本部から抗議があり、街宣車から下りてきた団体の者が都職員と揉み合いになる

憲法 期末試験 過去問 平27 第1問

(第 問)

などの騒動をすでに起こしている。その上、A党は集会当日には、日比谷音楽堂の利用を全力で阻止すると予告しており、もし仮に右翼団体と参加者5000名余りが日比谷音楽堂~~の~~周辺で衝突したら、人の生命に関わるほどの重大な事故を引き起こしかねない危険性がある。そのため、①重大な害悪発生のおそれ~~が~~明白であると認る。

(5) しかし~~ながら~~、これらの騒動は、Xらによって引き起こされたものではなく、他の団体によって引き起こされたものである。また、音楽堂は「公の~~施設~~施設」として住民の表現を行う場を提供し、住民の福祉を増進する目的を持つ。そのため、「公共の福祉による制約は自己の権利行使において他者の権利を害することを禁じるためのものである以上、このように他の団体が引き起こす危険の除去のために直接に危険を生じさせていない者の行為を規制するべきでない~~な~~」。

~~当該規制~~ そのように考えると、取消処分により音楽堂の使用を禁じるという規制手段ではなく、右翼団体を取り締まるべく警察権の行使を徹底し、害悪を防止する措置をとることが適切であると~~考える~~。よって、警察の動員~~も~~でもこれを防ぐことができない特段の事情を除いて、本件取消処分は必要不可欠なものと言えずXの集会の自由を侵害するとして、違憲となる。